

2025年2月

フェアコンサルティンググループは、世界 19 国/地域・34 のグローバル拠点を、提携ではなくフェアコンサルティングの直営拠点として展開しています。そのうち、東南アジア・インド・オセアニア各国の情報を本ニュースレターにてお届けします。現地の情報収集目的などにご活用ください。

今月の掲載国は、以下のとおりです。（五十音順。国名をクリックすれば該当ページへ飛びます。）

[インド](#)、[インドネシア](#)、[オーストラリア](#)、[シンガポール](#)、[タイ](#)、[ニュージーランド](#)、[フィリピン](#)、[ベトナム](#)、[マレーシア](#)

インド

マドラス高裁、POSH 法における基本原則を再確認

• POSH 法とは？

POSH 法は 2013 年に制定された正式には【職場における女性へのセクシュアル・ハラスメント（の防止、禁止及び救済）法】という、女性へのセクシャルハラスメントの防止及び是正に関する法律であり、ハラスメントの被害者は女性のみが想定されています(POSH 法には女性への歓迎されない発言や行為が含まれます)。

また POSH 法は主に雇用者側の義務と責任を定めており、雇用主はセクシャルハラスメントの苦情に対応する為に、Internal Complaints Committee（内部苦情処理委員会/IC）の設置義務を有します。

• マドラス高裁における最近の判決

① 背景

マドラス高裁で最近あった事例では、【意図よりも影響】という POSH 法における基本原則が再確認された判決がありました。ある企業の女性従業員から被申立人による不適切な行為を主張する苦情が寄せられ、調査の結果、IC(内部苦情処理委員会)は被申立人を有責としました。然しながら Principal Labor Court(労働裁判所)は IC の調査結果を破棄したため、従業員は改めて高等裁判所に控訴しました。

② 主な主張と反論

申し立て 1

申立人側：被申立人が職場で不快なほど近くに立ち不適切な視線を送っていた。

被申立人側：チームの仕事をよく観察していたため近くに立つことは監督業務の一部。

申し立て 2

申立人側：被申立人が必要以上に身体測定を要求した。

被申立人側：顧客から贈られたオーバーコートの配布に関連したものであると主張し、不適切な意図を否定。

申し立て 3

申立人側：生理に関する質問を受け不快感を感じた。

被申立人側：前面否定。捏造を主張。

これらの反論がありましたが、IC は申立人の証言が一貫しており信頼できると判断し、被申立人の行為は POSH 法のセクシャル ハラスメントの定義に該当すると結論付けました。

③ 司法上の見解

意図よりも影響：高等裁判所は POSH 法の下では申立人が行為をどのように認識し、恥ずかしさ、不快感、または嫌がらせを感じたかが主な考慮事項であると強調した。

合理性の柔軟な基準：裁判所は、POSH 法に基づく調査には、公正さと繊細さのバランスが必要であると繰り返し述べた。被申立人には弁明の機会が与えられなければならないが、厳格な手続き上の要求（例えば徹底的な反対尋問や強制的な CCTV 証拠）は、申立人の尊厳と安全を損なう可能性があるとした。

IC の役割：判決は、以下を含む IC の方法論を支持した。

- ・ 直接対決を避けるため被申立人から書面による質問を受ける。
- ・ 無関係または嫌がらせとみなされる質問を制限する。
- ・ 手続きの間、申立人のプライバシーと安全を優先する。

④ 結論

高等法院は略式命令を認め労働裁判所の命令は破棄された。

⑤ 注意すべき点

意図よりも影響を重視することは POSH 法の確立された原則になります。調査を行うにあたり、IC チームはこの事例から得た以下の教訓を考慮する必要があります。

- ・ 雇用主は、歓迎されない行為を経験した従業員の受け取り方が重要であることを認識しなければならない。悪意がなくとも同僚に危険を感じさせ、品位を落とすような行為はセクハラ の範囲に入る。
- ・ 公正かつ繊細な調査プロセス。IC は透明性と公平性と申立人の二次的被害を防ぐ措置とのバランスをとらなければならない。
- ・ 裁判所は IC の調査結果を審査する際に IC の自主性を損なうことなく、手続きの順守と公正さが尊重されるよう自制することが求められる。

上記判例を踏まえて、日系企業の皆様も再度コンプライアンスの徹底をお勧め致します。



以上

Fair Consulting India Pvt. Ltd.

Unit No.138, 139 & 140 , 1st Floor, JMD Mega Polis, Sector 48, Sohna Road, Gurgaon,
Haryana 122-002 INDIA

Tel : +91 124 410 2637

岩瀬 雄一 (日本国公認会計士) y.iwase@faircongrp.com

森田 浩資 ko.morita@faircongrp.com

インドネシア

1. 経済法令

インドネシア政府、失業保険プログラム (JKP) の強化に関する 2025 年 政府規則 第 6 号

インドネシア政府は、2025 年 2 月 7 日施行の政府規則 第 6 号により、失業保険プログラム (JKP) を改正・強化する。プラボウォ・スビアント大統領が署名した本改正は、経済的課題が続く中で雇用移行期間中の従業員支援と社会的リスクの軽減を図ることを目的としている。

主な改正ポイント

1. 対象者と参加要件

54 歳未満のインドネシア国民で、雇用関係が継続している者が対象。大規模・中規模企業は JKK、JHT、JP、JKM、JKN プログラムへの加入を義務付けられ、小規模・零細企業は JKK、JHT、JKM、JKN プログラムへの加入が必要となる。

2. 保険料拠出構造

拠出率は月額賃金の 0.36% で、政府が 0.22% を負担し、残り 0.14% は JKK 再構成成分から賄われる。拠出対象となる賃金の上限は月額 5,000,000 ルピアに設定。

3. 給付内容

解雇前 24 カ月以内に 12 カ月分の拠出履歴があれば、最終賃金の 60% を上限とする月額給付が最大 6 カ月間支給される。自己都合退職、障害、退職、死亡の場合は対象外となる。

4. 就職支援と職業訓練

政府の雇用機関が就職支援を行い、認定訓練機関が能力基盤型プログラムを実施する。

5. 雇用者の義務と制裁

雇用者が保険料を 3 カ月以内に滞納した場合、BPJS が一時的に給付を立替払いし、雇用者は後日返済する必要がある。3 カ月を超える滞納時は、雇用者が直接給付責任を負う。破産や企業閉鎖時も BPJS が給付を保証するが、未払い拠出分は雇用者の負担となる。



2. 経済・社会ニュース

【インドネシア中銀、BI 金利を 5.75%に据え置き—安定と成長を支援】

インドネシア中央銀行（BI）は、2025～2026 年のインフレ率を 2.5±1%の目標範囲内で維持し、世界的な不確実性の中でルピアの安定を確保するため、基準金利を 5.75%、預金ファシリティを 5.00%、貸出ファシリティを 6.50%に据え置いた。この金融政策は、外国資本の流入を促進することで、金融・外為市場の深度化を通じた持続可能な成長を支援し、BIの揺るぎない意思を示している。BIはまた、優先セクター向け信用供与を強化するため、マクロブルーデンス流動性インセンティブ（KLM）政策を推進しており、住宅セクター向け KLM は 2025 年 4 月までに 23 兆ルピア（約 2,100 億円）から 80 兆ルピア（約 7,300 億円）へ増加する見通しであった。さらに、輸出代金の国内保管に関する新規制に対応するため、外国為替取引手段を拡充するとともに、2025 年 3 月から公共サービスにおける QRIS 決済手数料を 0%とする決済インフラの改善を実施する。これらの施策は、多国籍企業にとって、国際的な銀行協力やクロスボーダー取引における現地通貨使用の拡大を背景に、市場参入や投資拡大、資本配分の最適化を実現するための戦略的機会を提供する。

【インドネシア政府、不動産セクター支援のため VAT 優遇措置を拡大】

インドネシア政府は、最高販売価格 50 億ルピア（約 4,600 万円）の土地付き住宅およびアパートメントに対する付加価値税（VAT）優遇措置を拡大し、不動産セクターおよび国の経済成長を後押しする姿勢を示している。2025 年 PMK 第 13 号に基づき、2025 年 1 月から 6 月に引き渡された物件（最高 20 億ルピア）については 100%、同年 7 月から 12 月に引き渡された物件については 50%の VAT 免除が適用される。この政策は、購買力を刺激し、スラム地域の減少を促進し、より広範な経済活動を支援することを目的としている。また、プラボウォ・スピアント大統領による低所得者層向け住宅 300 万戸計画を補完する重要な施策と位置付けられている。

【BPJS Kesehatan 料率、2026 年に引き上げへ】

インドネシア政府は、2025 年 7 月に予定されているインドネシアの国民健康保険制度（BPJS Kesehatan）における標準的な入院治療クラス（KRIS システム）導入に合わせ、2026 年に BPJS 医療保険料率を引き上げる方針を示した。医療費は年間 15%のペースで増加しており、インドネシアの GDP 成長率 5%を大きく上回っている。2023 年の医療費総額は前年比 8.2%増の 614.5 兆ルピア（5 兆 6,000 億円）に達した。保険負担率は 2024 年に 105.78%に達すると予測されており、保険料率を引き上げなければ、将来的に制度が赤字に陥るリスクが高まる可能性がある。現行制度では、民間部門の被雇用者が月給の 5%を負担し、雇用者が 4%を負担している。

【インドネシア政府、2025年のレバランに国内線運賃10%割引と高速道路料金割引を提供】

インドネシア政府は、2025年の大祭休暇期間（レバラン）帰省・復路期間に国内線航空券を対象とした10%の割引を提供する。この割引はレバランの前後1週間、合計2週間にわたり適用され、全航空会社を対象となる。経済担当調整大臣エアランガ・ハルタルト氏は、今回のスキームが前年のクリスマスおよび新年期間中に実施されたモデルを踏襲することを確認した。加えて、政府はレバラン期間中の高速道路料金割引も準備している。公共事業省は、高速道路事業者と協力して割引スキームを最終調整中であり、詳細についてはプラボウォ・スビアント大統領の指示に基づき現在検討が進められている。

以上

PT FAIR CONSULTING INDONESIA

16th Floor MidPlaza 1 Jl. Jend Sudirman Kav 10-11 Jakarta 10220 Indonesia

TEL : +62 21 570 6215

加藤 寛（日本国公認会計士） hi.kato@faircongrp.com

Pahala Alexandra Lumbantoruan（Alex、コンサルタント） alexandra@faircongrp.com



YouTube で動画公開しています。

<https://youtu.be/ZnNuGrKXb4U>

<https://youtu.be/cIMdKlOlMSI>



オーストラリア

1. 最近の出来事総集編（2025年1月24日～2月14日）

- 1月24日号：メルボルンで開催されているテニスの全豪オープンでは錦織、大坂なおみ選手等は残念ながら敗退しましたが、昨日、車いすテニスの小田選手が準決勝で勝ち決勝戦進出が決まりました。連覇に期待です。

そんな中、今週はVIC州における各種補助金についてです。コロナ禍では様々、政府からの補助金がありましたが、現在もビジネスを支援する補助金がありますので下記は一部ですが参考にしてください。



補助金の種類	補助金額
Early-stage commercialisation projects	AUD50,000 to AUD250,000
Commercialisation and growth projects	AUD100,000 to AUD5 million
Victorian Business Growth Fund	Investment funding
CSIRO Kick-Start	AUD10,000 to AUD50,000
Small Business Skills and Training Boost	Additional 20% tax deduction
Regional Events Fund VIC	Funding varies depending on the stream being applied for
Indigenous Advancement Strategy	Funding amounts vary

[Grant Finder | Victorian Chamber of Commerce and Industry](#)

- 1月31日号：オーストラリアでは先週末はオーストラリアンデーを含め3連休となっており今週からは新学期がスタートしています。

そんな中、今週はクリケットについてです。2028年のロサンゼルスオリンピックではクリケットが競技として追加されますが、2032年のブリスベンオリンピックでも開催予定です。オーストラリアではビッグバッシュリーグというクリケットのプロリーグがあり8チームで毎年12月～2月までに開催されます。今年は2025年1月27日にホバート・ハリケーンズが優勝しました。この時期、クリケットは色々な場所でやっていますので観戦に行かれてみてはいかがでしょうか。

- 2月7日号：メルボルンでは3月13日（水）～3月16日（日）までFormula One（F1）が開催されますが、レース会場となるメルボルン CBD（市内中心部）から4km位のところにあるアルバートパークでは会場の設営が例年より早く始まっています。

そんな中、今週は緯度についてです。今週、メルボルンとオークランドのどちらが南にあるのかが気になりましたので弊グループ（フェアコンサルティンググループ）が展開している世界19ヶ国34拠点の位置関係を調べてみると以下のようになっていました。最北はアムステルダム、最南はメルボルンでした。



② FBT 対象となるベネフィットの例

- ・ 会社が従業員の家賃を負担
- ・ 会社が従業員に車を提供し私用（通勤含む）で使用
- ・ 会社が従業員に駐車場を提供
- ・ 会社が従業員の個人所得税を負担 など

③ FBT 課税年度（2025 年度）

2024 年 4 月 1 日～2025 年 3 月 31 日

④ 申告・納付期限（2025 年度）

2025 年 5 月 21 日

（会計事務所等の Tax Agent を利用する場合かつ電子申告の場合は **2025 年 6 月 25 日**）

⑤ FBT 計算（2025 年度）

FRINGE・ベネフィット税額

= (ベネフィット課税対象額×タイプ別グロス・アップ・レート) ×FRINGE・ベネフィット税率

タイプ 1 グロス・アップ・レート (GST 控除対象の場合)	2.0802
タイプ 2 グロス・アップ・レート (GST 控除対象外の場合)	1.8868
FRINGE・ベネフィット税率	47%

※2024 年度からの変更はありません。

⑥ 事前準備のポイント

- ・ 勘定科目の区分：FBT に該当する費目について、日々の仕訳入力時に FBT 用の科目を設定して区分しておく、FBT 申告の際の集計がしやすくなります。
- ・ ログブック（Logbook）の記録：従業員に供与されている社用車について、ログブックでプライベート目的及びビジネス目的ごとの使用状況を記録しておくことにより、FBT 金額を低くすることができる場合があります。

※ 当ニュースレターの内容に関してアドバイスなど必要でしたら、お気軽にお問い合わせください。

以上

Fair Consulting Australia Pty Ltd.

Level 31, 120 Collins Street, Melbourne VIC 3000 Australia

Tel : +61 3 9225 5013

讃岐 修治 (豪州公認会計士) sh.sanuki@faircongrp.com

鳥居 裕司 (日本国公認会計士/米国公認会計士/豪州・ニュージーランド国勅許会計士)

hi.torii@faircongrp.com

YouTube で動画公開しています

<https://youtu.be/7ORNm--fGSc>



シンガポール

シンガポール2025年度予算案 (Budget 2025) の税制改正等について

2025年2月18日、シンガポールの2025年度予算案 (Budget 2025) が公表されました。すでに目を通した方も多くいるかと思いますが、最低限押さえておきたい主要な税制改正等について解説します。

①50%の法人税リベート

企業はS\$2,000のCash Grant(現金給付)を受けることができ、さらに、法人税の納税が発生する企業は、法人税額の50%のTax Rebate(税額控除)を得ることができる。50%のTax Rebateの上限はS\$40,000となり、既にCash Grantを受け取っている(または受給資格がある)場合はS\$38,000となる。なお、Cash Grantの給付を受けるには、2024年(暦年)において企業が活動(the company must be active)し、ローカル従業員(シンガポール国民または永住権保持者)を1名以上雇用する、すなわちCPF 拠出を行っていることが要件となる。

②既存の優遇税制の延長

国際化関連費用の二重控除(DTDi: Double Tax Deduction for Internationalization)の終了が2025年12月31日から2030年12月31日まで延長となる。DTDiは企業の海外展開を活性化するもので、以下の費用について年間S\$150,000を上限に、200%の控除を認めるもの。Enterprise Singaporeより詳細が公表される予定である。



1. Overseas business development trips/ missions
2. Overseas investment study trips/ missions
3. Overseas trade fairs
4. Local trade fairs approved by Enterprise Singapore or Singapore Tourism Board
5. Virtual trade fairs approved by Enterprise Singapore
6. Product/ service certification approved by Enterprise Singapore
7. Overseas advertising and promotional campaigns
8. Design of packaging for overseas markets
9. Advertising in approved local trade publication

また、M&Aスキーム(M&A Scheme: Mergers and Acquisitions (M&A) scheme)の終了が2025年12月31日から2030年12月31日まで延長となる。M&A Schemeは買収企業に対する優遇税制であり、主に買収価格に対する一定額の損金算入(M&A Allowance)を認めるものである。本規定は、原則として買収企業(もしくは最終的な親会社)がシンガポール法人である事が条件となる。

③株式譲渡益の非課税規定の拡充

サンセット条項の撤廃に加え、適用対象に優先株式が含まれることとされ、さらに持株比率の計算をグループ単位での評価が可能となる。株式譲渡益の非課税の取扱いは所得税法第13W条で規定され、株式保有要件(譲渡前に継続して24ヶ月以上20%以上保有)を満たす事が条件とされ、対象となる譲渡は2012年6月1日から2027年12月31日まで取引とされる。本改正により当該不確実性が排除され、さらにグループ単位での評価により関連会社が保有する株式も含めることが明確となる。本規定は2026年1月より適用開始され、シンガポール税務当局(IRAS)より詳細が公表される予定である。

以上

Fair Consulting Singapore Pte. Ltd.

8 Temasek Boulevard #35-02A Suntec Tower Three, Singapore

TEL : + 65 6338 3180

道中 泰雄 (日本国公認会計士/公認内部監査人) ya.michinaka@faircongrp.com

伊藤 潤哉 (日本国公認会計士) ju.ito@faircongrp.com

YouTube で動画公開しています

<https://youtu.be/T3Jp3zldM80>





タイ

2025年1月1日以降の最低賃金引上げについて

2024年12月23日付で、タイ労働省賃金委員会は最低賃金の改定を決定し、同年12月27日閣議決定にて承認がされました。

当該最低賃金の適用開始は2025年1月1日からとなっております。

主要な地域の最低賃金（日額）の推移は以下の通りとなります。

県	新最低賃金
プーケット、チャチェンサオ、チョンブリー、ラヨン、スラートターニー（サムイ島のみ）	400
チェンマイ（ムアンチェンマイ郡のみ）、ソングラー（ハートヤイ郡のみ）	380
バンコク都、ナコーンパトム、ノンタブリー、パトゥムターニー、サムットプラカーン、サムットサーコーン	372
ナコーンラーチャシーマ	359
サムットソングラー	358
コーンケン、チェンマイ（ムアンチェンマイ郡以外）、プラチンブリー、アユタヤ、サラブリー	357
ロブプリー	356
ナコーンナヨーク、スパンブリー、ノンカーイ	355
クラビ、トラート	354
カンチャナブリー、チャンタブリー、チェンライ、タック、ナーコンパノム、ブリーラム、プラチュアップキリカン、パンガー、ピッサヌローク、ムクダハン、サコンナコーン、ソングラー（ハットヤイ群を除く）、サカオ、スラタニ（サムイ島を除く）、ウボンラーチャターニー	352
チュンボン、ペッチャブリー、スリン	351
ナーコンサワン、ヤソートン、ランブーン	350
カラシン、ナコンシータマラート、ブエンカーン、ペッチャブーン、ローイエット	349
チャイナート、チャイヤブーム、パッタラン、シンブリー、アーントーン	348
カンペンペット、ピチット、マハーサーラカーム、メーホンソーン、ラノン、ラーチャブリー、ランパーン、ローイ、シーサケート、サトゥーン、スコタイ、ノンブアランプー、アムナートチャルーン、ウドンターニー、ウタラディット、ウタイターニー	347
トラン、ナーン、パヤオ、プレー	345
ヤラー、パッタニー、ナラーティワート	337



(タイ官報公表)

<https://ratchakitcha.soc.go.th/documents/55781.pdf>

2025 年 1 月 1 日以降のグローバルミニマム課税（最低税率 15%）導入について

タイ政府は 2024 年 12 月 26 日付け緊急法令により、同国におけるグローバルミニマム課税導入を発表、2025 年 1 月 1 日から施行されております。

グローバルミニマム課税とは、法人税の国際的な引き下げ競争に歯止めをかけ、企業間の税負担の公正化を図る為、経済協力開発機構（OECD）が公表した「BEPS 2.0 Pillar2」（以下、ピラー2）において合意されたルールとなり、多国籍企業が自社と関連のある国や地域で発生する所得に対して、最低限の税率（15%）を納付することを目的としております。実効税率が 15%のミニマム税率を下回る場合は、その国・地域における追加課税（トップアップ税）を支払う義務が生じることとなります。

当制度は、対象事業年度直前 4 事業年度のうち、2 事業年度の連結財務諸表上の収益が 7 億 5,000 万ユーロ（280 億バーツ）以上の多国籍企業（MNE）に適用されます。

タイ法人税は 20%であるものの、タイ投資委員会（BOI）より優遇措置を受けている企業においては最長 13 年間法人税免除を受けることができることより、例えば日本に最終親会社を持つタイ子会社が BOI の優遇税制を受けた結果、実効税率が 15%以下であった場合、15%に達するまでの金額相当分にかかる所得を上乗せし、最終親会社が日本でトップアップ税を支払うこととなります。

なお、日本ではグローバルミニマム課税のうち所得合算ルールが 2024 年 4 月 1 日以後に開始する会計年度から適用されております。また、ベトナムは 2024 年より、インドネシア、マレーシア、シンガポールも 2025 年 1 月 1 日からグローバルミニマム課税を導入しております。

タイ緊急法令

<https://www.rd.go.th/67365.html>

以上



Fair Consulting (Thailand) Co., Ltd.

18th Floor, 29 Bangkok Business Center, Soi Sukhumvit 63 (Ekkamai), Sukhumvit Road,
Klongton Nuae, Wattana, Bangkok, 10110 Thailand

Tel : + 66 2 726 9772

大谷 祐輔 (日本国公認会計士) yu.otani@faircongrp.com

山本 有里子 (コンサルタント) yu.yamamoto@faircongrp.com

中島 弘貴 (日本国公認会計士) hi.nakajima@faircongrp.com



ニュージーランド

FRINGE BENEFIT TAX について

A.FRINGE BENEFIT TAX (FBT) とは

FBT は、雇用主が従業員、株主、またはその関係者に給与や賃金以外で提供する特定の給付に対して課される税金です。主に以下のような給付が対象となります。

- **社用車**：従業員が私的に使用できる車両。
- **無料または割引価格の商品やサービス**：従業員に無料、もしくは市場価格以下で提供される商品やサービス。
- **低金利ローン**：市場金利よりも低い金利で従業員に提供されるローン。
- **雇用主の拠出金**：従業員の保険や年金制度への雇用主拠出金。
- **その他の福利厚生**：上記のカテゴリに該当しないその他の給付で、従業員に個人的な利益をもたらすもの。

B. FBT の税率

- 単一税率か代替税率を選択して適用します。

1. 単一税率 (Single Rate)

- 税率：63.93%
- 概要：全ての給与外給付に一律の税率を適用します。
- メリット：計算がシンプルで、従業員ごとに異なる計算が不要。
- デメリット：低所得者にとっては高めの税率になるため、税負担が重くなる場合があります。



2. 代替税率 (Alternate Rate)

- 税率：2種類
 - 49.25%：年収 \$129,680 以下の従業員
 - 63.93%：年収 \$129,680 を超える従業員
- 概要：従業員の給与とレベルに応じて異なる税率を適用する方法です。給与外給付の総額や従業員の収入に基づいて計算します。
- メリット：高所得者に対してのみ高い税率を適用できるため、税負担の公平性が高いです。
- デメリット：計算が複雑で、従業員ごとに細かく計算する必要があります。

3. セーフハーバールール

年収 \$160,000 以下かつ、年間給付が \$13,400 未満の場合、49.25%の税率が適用可能です。

C. 課税対象期間

1. 四半期申告の場合

- 課税対象期間は以下のとおりです。
 - 第1四半期：4月1日～6月30日
 - 第2四半期：7月1日～9月30日
 - 第3四半期：10月1日～12月31日
 - 第4四半期：1月1日～3月31日
- 各四半期終了後の20日以内に申告と支払いが必要です。
(例：第1四半期の申告と支払期日は7月20日です。)
- 全ての事業主が四半期申告を選択できます。

2. 年次申告の場合

- 課税対象期間：4月1日～翌年3月31日
(例：2024年4月1日～2025年3月31日の期間の申告と支払期日は5月31日です。)
- 5月31日までに申告と支払いが必要です。
- 前年度の源泉税 (PAYE) と Employer Superannuation Contribution Tax (ESCT) の合計が NZD 1,000,000 以下である場合に選択できます。

D. 事前準備のポイント

勘定科目の区分：FBTに該当する費目について、日々の仕訳入力時にFBT用の科目を設定して区分しておく、FBT申告の際の集計がしやすくなります。

書類の整理：FBT申告に必要な書類（従業員の給与明細書、提供した福利厚生の詳細、支出の領収書など）を整理しておきます。

以上



Fair Consulting New Zealand Limited

Level 33, 23-29 Albert Street, Auckland Central, Auckland 1010, New Zealand

Tel : +64 9 985 5614

藤原 裕美 (豪州公認会計士) hi.fujiwara@faircongrp.com

YouTube で動画公開しています



<https://youtu.be/WVbWcktA6nU>

フィリピン

1. DOLE が外国人雇用に関する新たな規則を発表

労働雇用省(DOLE: Department of Labor and Employment)は 2025 年 1 月 21 日に、Department Order No. 248, Series of 2025 を発表した。本省令は、a)フィリピン人労働者の雇用機会を優先するため、外国人労働者の雇用を制限することや、b)フィリピン人労働者の能力開発を促進するため、外国人労働者の技術や知識をフィリピン人労働者に移転することを促進することなどを目的として制定された。本省令では、外国人雇用許可 (AEP: Alien Employment Permit) 申請要件や、更新申請、適用除外・免除の条件などを規定し、違反に対する罰則を設けている。さらに、フィリピン人労働者の能力開発を目的として AEP 申請時に能力開発計画 (UTP: Understudy Training Program) または技能開発計画 (SDP: Skills Development Program) の提出が求められている。

2. デジタルサービスに対する付加価値税の課税に関する施行規則の公表

内国歳入庁 (BIR: Bureau of Internal Revenue)は 2025 年 1 月 17 日に、歳入規則(RR: Revenue Regulations)No.3-2025 を公表した。これは、2024 年 10 月 2 日に成立したデジタルサービスに対する付加価値税(VAT: Value added tax)の課税に関する法律(共和国法第 12023 号)に関する施行規則である。

今回の施行規則により公表された主な内容は以下の通り。

- デジタルサービスに含まれる範囲
 - オンライン検索エンジン
 - オンライン市場もしくは電子市場
 - クラウドサービス
 - オンラインメディア及び広告
 - オンラインプラットフォーム
 - デジタル商品(ダウンロードできる電子書籍や音楽、ビデオ、ソフトウェアやアプリ等)



- 非居住デジタルサービスプロバイダー(Nonresident DSP)は BIR の VDS(VAT on Digital Services)ポータルを通じて、本施行細則の有効日から 60 日以内に BIR に登録する必要がある。
- 非居住デジタルサービスプロバイダーは VAT 申告等の報告義務の順守のため、フィリピンに居住している第三者を任命することが出来る。
- 非居住デジタルサービスプロバイダーとフィリピン国内で事業を行う者との取引については、買い手であるフィリピン事業者がリバースチャージ方式で VAT を納付する(withholding VAT)。
- 非居住デジタルサービスプロバイダーと一般消費者等のフィリピン国内で事業を行っていない者との取引については、非居住デジタルサービスプロバイダーが四半期ごとに BIR に VAT を納付する必要がある。
- 非居住デジタルサービスプロバイダーが発行するインボイスについては、BIR への登録は不要である。
- 非居住デジタルサービスプロバイダーが正しく VAT 申告を行っているかどうかを BIR が事後的に調査を行う。ルールを順守しない非居住デジタルサービスプロバイダーについては、サービスの中断や閉鎖、ペナルティといった罰則が科される。

3. 少額手当(De Minimis Benefits)の非課税ルールの変更について

BIR は 2025 年 1 月 31 日、歳入規則(RR: Revenue Regulations)No.4-2025 を公表した。これは、従来から非課税での支給が認められている少額手当(De Minimis Benefits)の取り扱いが変更となるものであり、その内容は以下の通り。

手当	変更前	変更後
制服・衣料手当	Php 6,000/年	Php 7,000/年
従業員表彰記念品	Php 10,000/年を超えない物品 (現金、金券は除く)	Php 10,000/年を超えない現金、 金券、物品

4. 第 3 回フィリピンライフ連載 ～タガイタイ～

新任駐在員の目線でフィリピンライフをご紹介しているこの連載ですが、今回はマニラ首都圏から日帰り圏内の観光地、タガイタイについてご紹介します。ルソン島の南部に位置し、首都圏からは車で 1 時間半程度（およそ 60km）です。日本の軽井沢のような、マニラの避暑地です。筆者はランチに、タガイタイ名物・ブラロをいただきました。骨付き牛肉と野菜を煮込んだスープで、涼しいタガイタイにぴったりです。また、タガイタイはブコ・パイ（ココナッツ・パイ）も有名です。デザートにいかがでしょうか。タール湖に臨んだレストランで、タール火山を眺めながらお食事を楽しむこともできます。これからもフィリピン・マニラの魅力をお届けできるよう、いろんな土地に訪れたいと思います。

5. 1 月中に発表されている会計・税務等に関する主な内容

発行日	発行元	通達番号	内容
1 月 9 日	SSS	CIRCULAR NO. 2025-001	雇用主が社会保障制度（SSS: Social Security System）への義務を履行しなかったことによる従業員、受益者または請求者への社会保障（SS: Social Security）給付の支払いに関する損害責任を定めている。
1 月 13 日	PHILHEALTH	ADVISORY NO. 2025-0002	保険料率について、2025 年 1 月以降も 5.0%で据え置かれることが発表された。

以上

FAIR CONSULTING GROUP PHILIPPINES, INC.

Unit 2103, 21F, Philippine Axa Life Centre, 1286 Sen.Gil Puyat Ave. corner Tindalo St., Makati City, Metro Manila, Philippines 1200

TEL : +63 2 8832 5408

杉山 陽祐（米国公認会計士・米国税理士） yo.sugiyama@faircongrp.com

大久保 匠悟（日本公認会計士） sho.okubo@faircongrp.com

副嶋 香里 ka.soejima@faircongrp.com



YouTube で動画公開しています。

<https://youtu.be/vB2uUlhhLDo&t>

<https://youtu.be/sx61ps-UiTs>

<https://youtu.be/JJ5eU-U6x3I>

★ ベトナム

引当金の税務上の取扱い

1. はじめに

ベトナムにて、法人所得税の計算上、損金計上可能な引当金として法令に規定されている引当金を説明いたします。ベトナムでは、法令において、棚卸資産評価減引当金、投資損失引当金、貸倒引当金、製品・物品・サービスおよび建設工事に対する保証引当金が規定され、規定の要件を満たす時、法人所得税の計算上、損金計上可能です。また、財務諸表の作成及び表示に際して、引当金の計上は、会計に関する法律に従って行われます。

- ✓ **棚卸資産評価減引当金**：棚卸資産の取得原価に対して正味実現可能価額が低いことによる棚卸資産の評価減に備えるための引当金
 - 正味実現可能価額とは、財務諸表作成時点にて、通常の生産および営業期間における在庫の見積販売価格から、製品完成時の見積原価および見積販売費用を差し引いた金額です。
- ✓ **投資損失引当金**：保有する有価証券の価値の下落による損失、または事業体に対する投資（海外投資を除く）の損失に備えるための引当金
 - 上場有価証券は、市場価額に基づき価値の下落を算定し、非上場投資は、引当金計上時点の株主資本に基づき価値の下落を算定します。
- ✓ **貸倒引当金**：支払遅延した債権及び支払遅延の可能性のある債権に係る損失に備えるための引当金
 - 支払期限を経過した期間に応じて設定された割合を限度として引当金を算定します。その他、債務者が破産・解散手続中等の場合、回収不能見込額を算定します。
- ✓ **製品・物品・サービスおよび建設工事に対する保証引当金**：顧客に販売または引き渡したが、顧客との契約または約束に基づいて修理または改修する義務が残っている製品・商品・サービスおよび建設工事に見込まれる費用に備える引当金
 - 引当金は、製品・物品・サービスの売上高の 5%、建設工事の売上高の 5%を超えて設定できません。

2. 法令

下記法令に基づき、引当金を計上する場合に、法人所得税の計算上、損金計上可能です。

- MINISTRY OF FINANCE CIRCULAR No: 48/2019/TT-BTC

3. 処理タイミング

会計年度末に、引当金の繰入れおよび戻入れを実施し、繰入れは損金に算入、戻入れはその他の収益に算入することとなります。

4. おわりに

本稿では、法人所得税の計算上、損金計上可能な引当金についてご説明しました。ベトナムでの税務上の取扱いに適切に対処するためには、引当金設定における懸念事項については、税務専門家へご確認いただくことをお勧めいたします。

以上

Fair Consulting Vietnam Joint Stock Company

■Hanoi Office

3F, Leadvisors Place, 41A Ly Thai To Str., Hoan Kiem Dist., Hanoi, Vietnam

TEL : + 84 24 3974 4839

大西 智之 (日本国公認会計士) to.onishi@faircongrp.com

■Ho Chi Minh Office

Unit 7, 8th Floor, Riverbank Place, 3C Ton Duc Thang St, Ben Nghe Ward, District 1, Ho Chi Minh City, Vietnam

TEL : + 84 28 3910 1480

葉山暁彦 (日本国公認会計士) ak.hayama@faircongrp.com

YouTube で動画公開しています。

<https://youtu.be/zYl7wJYao7w>



マレーシア

雇用パス (EP(Employment Pass))

マレーシアで法人化された子会社の駐在員の方は、基本的に雇用パス（以下、EP）を取得してマレーシアに渡航する必要がありますが、基本的な流れと eVisa 取得後の入国直前の主な留意点についてご紹介いたします。

1. EP のカテゴリー

まず、駐在員の方の月額給与によって、発行される雇用パスのカテゴリーが異なります。

カテゴリー	月額給与	雇用期間	家族帯同
I	1 万リンギ以上（約 33 万円以上）	5 年まで	可
II	5,000～9,999 リンギ（約 17 万円～32 万円）	2 年まで	可
III	3,000～4,999 リンギ（約 10 万円～16 万円）	1 年以下	不可

(ESD Online Guidebook V5 2024 より)

2. EP 取得の基本的な流れ

基本的な流れとしては以下のとおりです。ビザ取得まで大体 3 か月程度必要です。

「EP 取得の流れ」

- JTKSM（マレーシア労働局）からの外国人雇用に関する申請・承認…3-10 営業日
- EP 申請・承認…7-14 営業日
- eVisa（EP 承認後のシングルエントリービザ）申請・承認…1-3 営業日
- エンドースメント（パスポートへの EP ステッカーの貼り付け）予約…1-3 営業日
- eVisa 取得後、マレーシアご入国→エンドースメント実施

3. eVisa 取得後の入国直前の主な留意点

3.1 エンドースメント予約

エンドースメントは、KLIA（クアラルンプール国際空港）で入国当日に実施するケースと、オフィスに EP ステッカーをデリバリーする等、入国した後に実施するケースの 2 つが選択可能です。KLIA でエンドースメントを実施する場合は、マレーシア到着日の少なくとも 7 営業日前には、予約手続を実施する必要がある点留意が必要です。

また、エンドースメント予約を行うには、フライトチケットが必要です。

入国後にエンドースメントを実施する場合は、マレーシア入国後にエンドースメント予約をする流れとなります。その際、パ

スポーツの入国スタンプページのソフトコピーが必要です。

ただし、今後ステッカーが廃止されるという発表もされているため、EP の申請をされる際には、最新の規制を確認するようにご注意ください。

3.2 入国時の必要書類

また、入国手続の際には、上記手続で取得した EP 承認書類や eVisa の提出が必要になりますが、担当者によって追加の書類が求められる可能性がある点も留意が必要です。

3.3 エンドースメント手続

エンドースメント手続については、上述の通りマレーシア入国後に空港内の ESC(出入国管理局サテライトセンター) で可能です。なお、エンドースメントはマレーシア入国前に完了していないため、EP が承認されていても MDAC (マレーシアデジタルアライバルカード) の手続は入国前に行っていただき入国いただく必要がある点も留意事項になります。

MDAC (マレーシアデジタルアライバルカード) とは、マレーシア政府が円滑な入国審査を行うために、2024 年 1 月 1 日よりマレーシアに入国する全ての外国籍旅客に対し、事前に登録を求めている手続きです。マレーシア到着日を含む 3 日前からマレーシア入国前までに登録が必須となります。

以上

Fair Consulting Malaysia Sdn. Bhd.

Suite 2B-2-1, Level 2, Tower 2B, Plaza Sentral, Jalan Stesen Sentral 5,

50470 Kuala Lumpur, Malaysia

TEL : + 60 3 2742 7790

松本 健太郎 (日本国公認会計士) ke.matsumoto@faircongrp.com

池田 莉菜 (日本国公認会計士) ri.ikeda@faircongrp.com

石井 大輔 (日本国公認会計士) da.ishii@faircongrp.com



YouTube で動画公開しています。

<https://youtu.be/5aIfxofcfrU>

<https://youtu.be/jSdnxYrhBrE>



【本ニュースレターおよび、弊社サービス全般に関するお問い合わせ先】

株式会社フェアコンサルティング <https://www.faircongrp.com/>

〒104-0045 東京都中央区築地一丁目 12-22 コンビル 7 階

TEL : +81-3-3541-6863

Global RM 部 grm@faircongrp.com

YouTube チャンネルでも、情報発信しています。 チャンネル登録もお願いいたします。

<https://www.youtube.com/c/FairConsultingGroup>



【2025 年度版】フェアコンサルティングのご紹介【日本発の会計事務所系
グローバルコンサル】

<https://youtu.be/Howt0CMVSxY>



新興国の会計業務で陥りやすいリスクとグローバルアウトソーシング

<https://youtu.be/Qs4ITYipokM>

「FCGニュースレター 東南アジア・インド・オセアニア」の内容の無断での転載、再配信、掲示板の掲載等はお断りいたします。

「FCGニュースレター 東南アジア・インド・オセアニア」で提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。

フェアコンサルティンググループでは、できる限り正確な情報の提供を心掛けておりますが、「FCGニュースレター 東南アジア・インド・オセアニア」で提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、フェアコンサルティンググループ及び執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。